札幌市学校施設冷房設備整備 PFI導入可能性調査業務仕様書

1 業務概要

札幌市では、昨今の夏季の暑さを受け、全ての市立学校・幼稚園(以下「学校等」という。)の 普通教室等に冷房設備を整備することとした。

整備にあたり、整備期間の短縮や財政負担の軽減を図るため、民間活力手法であるPFI手法を導入した場合の可能性を含めた整備手法について、調査・検討を行う。

2 事業手法の検討対象

全ての学校等の普通教室など約 6,200 室を対象とし、冷房設備の整備を令和 9 年度までに完了することを目指す。

なお、整備する機器は、原則冷房能力9kW以上の冷房設備(メーカーは問わない)とし、暖房機能を併せ持つことを否定するものではない。

3 業務の内容

上記2の検討対象について、以下のとおり調査、検討等を行うこと。なお、具体的な対象校(園) は別紙を参照のこと。

- (1) 現状の把握、前提条件等の整理
 - ア 検証対象における冷房設備の整備に関する現状把握
 - イ 検討対象における教室数等の施設概要整理
 - ウ関係法令や制度等の整理
- (2) 先行事例の調査、研究及び分析並びに本検討への反映 対象となる先行事例 (PFI事業及び設計施工一括発注方式(以下「DB方式」という。)) は冷房設備の整備に係るものとする。
- (3) 事業スキームの検討
 - ア PFI手法及び従来手法(設計・施工分割発注に加え、DB方式も含む)の事業期間等の比較・検討
 - イ 想定される事業スキームのメリット・デメリットの整理
- (4) 民間事業者の参画可能性の検討

- ア参画意向等の把握、整理等
- イ 実施に向けた条件、要望等の把握、整理
- (5) PF I 手法導入可能性の検討
 - ア PFI手法と従来手法の比較検討による最適な方法の検討
 - イ VFMの検証
 - ウ リスク分担の検討
- (6) 総合評価及び課題の整理
 - ア PFI導入可否について定量的、定性的な総合評価
 - イ 事業実施スケジュールの検討
 - ウ PFI事業実施に向けた検討課題の整理
- (7) 要求水準書(案)、実施方針(案)の検討・整理・作成
- (8) 中間報告書の提出

令和6年1月19日までに、業務の内容(1)~(6)の調査内容を踏まえて、事業の方向性等についてまとめた中間報告書を提出するものとする。なお、具体的な報告項目については、あらかじめ委託者と協議すること。

(9) その他

上記のほか、本業務に関し委託者が必要と認め、あらかじめ受託者と協議のうえ定めるものについて、検討、整理を行うこと。

4 業務委託期間

契約締結日(令和5年11月中旬を予定)から令和6年3月31日まで。

- 5 成果品
 - (1) 業務の成果品は次のとおりとする
 - ア 報告書 5部
 - イ 電子データ 2枚 (DVD-R)
 - (2) 成果品の審査
 - ア 業務完了後速やかに、所定の業務完了届及び納品書とともに成果品を提出、本市監督職員の検査を受けなければならない。
 - イ 成果品の検査において、受託者の責において、本市監督職員から訂正等を指示された場

合には、直ちにこれを是正しなければならない。

ウ 業務の完了後において、受託者の責に帰す業務の瑕疵が発見された場合には、本市監督 職員の指示に従いこれを是正しなければならない。

(3) 成果品の帰属

本業務契約に基づいて作成された成果品は、全て本市に帰属する。本市の許可なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

6 留意事項

(1) 法令等の遵守

業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 秘密の保持

本業務で知り得た一切の情報を、承諾を得ずに第三者に漏らしてはならない。

(3) 費用の負担

本業務の履行に際し必要な経費は受託者の負担とする。

(4) 貸与資料

業務に必要な資料及びデータを貸与する場合、受託者は破損、損失、盗難等の事故がないよう監理するものとし、業務完了後速やかに本市に返却するものとする。

(5) 疑義等

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書について定めのない事項については、協議のうえ定め、本市監督職員の指示に基づいて業務を遂行すること。

(6) その他

本事業の受託者及び協力会社は、令和6年度以降に入札公告を予定している特定事業者選定 の事業参加はできないものとする。

7 担当課

教育委員会生涯学習部学校施設課

担当:石垣、福士

住所:札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル5階

電話番号:011-211-3835